

資源とごみの出し方について

- ごみは、収集日の朝 8 時 30 分までにお住まいの地区の決められた集積所に出してください。
- 前日の夜にごみを出したり、通勤等の途中で他地区の集積所に出すことは絶対にしないでください。
- 集積所付近の方々の迷惑となりますので、収集日以外や収集後にごみを出さないでください。
- 季節や収集の曜日、天候等によってごみの量は大きく変わります。それに伴い、収集時間は一定の時間ではありません。また、ごみ減量化・資源化新システムの導入に伴い曜日により複数の車両で収集しています。
- 中身が確認できる透明・半透明の袋に入れて出してください。段ボール箱や黒い袋では出せません。
- ご家庭から出たせん定枝(太さ直径 12 センチメートル以内、長さ 50 センチメートル以内)、落ち葉、土をよく落として乾燥させた雑草などは、資源として戸別収集していますので、資源再生センター（046-242-4600）まで、ご連絡ください。コンビニやスーパーの袋 1 袋程度（10 リットル程度）のせん定枝等は、「もえるごみ」に出しても構いません。また、植物のツルやツタは資源化できませんので、もえるごみとしてお出してください。

資源の出し方

◆ 缶類

- 水洗いして、透明もしくは半透明の袋に入れて出してください。
- アルミ缶（つぶしてください）、スチール缶、のり缶・缶詰・お茶缶など、スプレー缶は使い切り、穴をあけずに透明または半透明の袋に入れてお出してください。
- カセットボンベやスプレー缶類は、危険なため、穴をあけずに透明または半透明の袋に入れて集積所に出してください。

◆ びん類

- 水洗いして、透明・半透明の袋に入れて出してください。
- 生きびん・リターナブルびん（ビールびん・茶色・緑色の一升びん）と、その他のびん（ジュースのびん、調味料のびん、化粧品びん、ウイスキー等の酒類）とで分けて出してください。

◆ ペットボトル

- 対象には「ペット1」マークがあります。
- 水洗いし、つぶして、透明もしくは半透明の袋に入れて出してください。
- ラベルとキャップははずして、プラスチック製容器包装の日に出してください。

◆ 紙類

- 新聞（折込広告含む）、雑誌・本など、段ボール、紙パック（牛乳パックなど）は、それぞれをひもでしばって、出してください。

- お菓子の紙容器、ティッシュペーパーの外箱（ビニール部分は取り除く）、包装紙、トイレットペーパーラップの芯、その他、はがきや手紙類、たばこの空箱、メモ紙などは、紙袋か透明もしくは半透明の袋に入れて出してください。
- 紙類の分別方法は、「資源とごみの正しい出し方（家庭用ガイドブック）」（令和6年2月発行）の9ページ～12ページをご覧ください。

◆ 布類

- 衣類、コート類、タオルなどは、洗濯し乾かして、ボタンやファスナーは付けたままで、透明もしくは半透明の袋に入れて出してください。
- 布類は、基本的に衣類としてリユース（再使用）しますので、汚れのひどいものや破れているものなどは「もえるごみ」として出してください。
- 雨の日には出さないでください。

◆ プラスチック製容器包装

- 対象には「プラ」マークがあります。
- 固形物が残らない、水滴が垂れない程度まできれいにし、透明もしくは半透明の袋に入れて出してください。袋は二重にしないでください。
- 商品が入っているもの（容器）や包んであるもの（包装）で、商品を取り出したり、使った後に不要となるプラスチック類。発泡スチロール製の食品トレイ、食品などの袋、コンビニ弁当などの容器、シャンプー・洗剤などのボトル、など。

◆ せん定枝等

- 家庭から出るせん定枝、落ち葉、雑草を資源としてリサイクルするため、無料で個別回収いたします。
正しい出し方に沿ってせん定枝等をまとめ、回収の予約をしてください。

- 予約先 共同組合 厚木市資源再生センター 電話番号 046-242-4600

市で処理できないゴミ

1 家電リサイクル品及びパソコン

詳しくは、家電製品のリサイクル（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン）ページ及びパソコンのリサイクルページをご確認ください。

2 環境センターで処理できないごみ

下記のを処理する場合は、専門業者に依頼してください。ただし処理手数料や運搬費など有料となる場合があります。

◆ 処理困難なもの

幹の太さが12センチメートル以上または長さが50センチメートル以上の枝きれ等、ミニバイク含むオートバイ、タタミ、消火器、脱穀機等の農機具、ペンキ・シンナー・ガソリン・灯油などの油脂類、タイヤ、ホイール、コンクリートブロック片、金庫、サーフボード、バーベルなど鉄の塊、モーター、ドラム缶、ピアノ、ボーリングの球、太陽熱温水器、ホーローやタイルやステンレスもしくは木製の浴槽、大型または木造の物置、自動車部品、建築廃材、石こう・石綿類・保温材・レンガ・タイル・かわら・コンクリート・壁紙・塩ビ管など建物を構成する建築材料など

◆ 爆発、火災の危険があるもの、有害なもの

ガスボンベ、廃油、塗料、除草剤、薬品類、農薬、劇薬、バッテリーなど

◆ 医療系のごみ

注射器、注射針、使用済ガーゼ、脱脂綿など

◆ その他

土、砂、石、分別していないごみ、その他処理困難と判断したもの